

* 親族が亡くなられた際に必要な手続きのご案内 *

※火葬がお済みの場合は、すでに死亡届を提出されています。

	窓口	手続き・必要なもの
広報・住民票	1階④番 町民課 戸籍住民係 ☎2-8560	☐ 広報掲載申込(希望する場合)⇒別紙、掲載申込書をご利用ください ☐ 印鑑登録証の返却(登録している場合) ☐ 個人番号カードまたは住民基本台帳カードの返納(不要になったとき) ※返納は義務ではありません。死亡後の様々な手続きで個人番号が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。 ☐ 世帯主変更届(必要に応じて) ※世帯主の方が亡くなった場合、死亡届の際に新世帯主を指定しています。新世帯主を変更したいときは申し出てください。
健康保険・年金	1階⑤番 町民課 国保年金係 ☎2-8560	☐ 国民健康保険に関するもの(資格確認書、限度額認定証) ☐ 後期高齢者医療保険に関するもの(資格確認書) ☐ 年金証書 ☐ 相続人の通帳・印鑑・マイナンバー・本人確認書類(免許証、資格確認書など) ☐ 葬儀執行者(喪主)の通帳
福祉医療・障がい者・介護保険	1階①番 保健福祉課 地域福祉係 ☎2-8561	☐ 福祉医療証 ☐ 各種障がい者手帳 ☐ 自立支援医療手続き ☐ 各種障がい者手当(受給者死亡届)
	1階①番 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎2-4500	☐ 介護保険証 ☐ 相続人の通帳・印鑑
水道	2階①番 上下水道課 ☎2-0192	☐ 水道の使用者名義変更、または閉栓の手続き ※必要となるものはとくにありませんので、 2階窓口へお越しいただくか電話で手続きをしてください。
土地	2階⑨番 農林水産課 ☎2-8563	☐ 相続により「農地」の権利を取得された方(届出人の印鑑) ☐ 相続により「森林の土地」の権利を取得された方
☐ 土地や建物の「相続による所有権移転登記」は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。隠岐の島町内:松江地方法務局西郷支局(☎2-0240) ☐ 墓地の新設・改葬については、1階④番窓口・町民課戸籍住民係まで。		

≪共通事項≫
印鑑は認印で
かまいません
 スタンプ印以外を
 ご用意ください

☆☆☆各支所・出張所の窓口でも手続きできます☆☆☆